

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

昭和51年10月に結婚すると同時に、A市区町村において夫と一緒に国民年金に加入した。国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に納付していたにもかかわらず、国（厚生労働省）の記録では、両申立期間の国民年金保険料が未納と記録されている。

一緒に納付していた夫は、両申立期間を含む国民年金加入期間の保険料が全て納付済みと記録されており、私だけが未納と記録されていることに納得できないので、当該期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は12か月と、いずれの申立期間も短期間である上、申立人は、昭和51年10月から現在まで継続して国民年金に加入し、両申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付していることに加え、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、同年9月から死亡した平成9年*月までの期間において継続して国民年金に加入し、全ての国民年金加入期間の保険料を納付しており、夫婦の納付意識の高さがうかがえる。

また、特殊台帳及び申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は、昭和51年10月から57年1月までの期間においてA市区町村に居住していることが確認できるところ、申立人は、「A市区町村に在住時は、夫と共にB事業所を住み込みで任せられ、収入は毎月安定していた上、事業所建物及び併設の

住居に係る家賃は同事業所の所有者が負担していたので、公租公課や光熱費を含む生活費の支払に困ることはなかった。」と供述しており、両申立期間及びその前後の期間を通じて、夫婦の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化はうかがわれないことから、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、前述の国民年金手帳の昭和52年度国民年金印紙検認記録欄（昭和52年4月から同年6月までの月別欄）には、A市区町村の検認印が押されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料は、町内会の集金により納付したにもかかわらず、未納と記録されているので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、町内会の集金により納付した。」と主張しているが、申立人が所属する町内会の関係者から聴取したところ、申立期間の国民年金保険料の集金に関する資料は残っていない旨を回答している。

また、オンライン記録から、申立人の申立期間に係る国民年金被保険者資格は、平成7年12月15日に追加登録されていることが確認できることから、申立期間当時において、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間に係る国民年金保険料の納付書がA市区町村（現在は、B市区町村）において発行されたとは考え難い上、当該被保険者資格が追加登録された時点において、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付できない。

さらに、A市区町村が管理していた申立人の国民年金被保険者名簿の徴収済記録欄は、申立期間について空欄となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案440

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、時期や差出人は不明であるが、封書により、滞納となっている旨の案内があった。その際、当該保険料を一括で納付することは困難であったことから、行政機関等と相談して、分割で納付することになり、送付された納付書により毎月納付したにもかかわらず、申立期間は未納と記録されている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、封書により滞納となっている旨の案内があったと主張しているが、当該案内の時期や差出人については記憶にないと述べている上、申立期間の国民年金保険料を分割納付することができないかについて相談した行政機関等の名称や所在地のほか、当該保険料を分割納付した金融機関等の名称や所在地についても記憶にないとしており、申立期間に係る国民年金保険料の具体的な納付状況等は不明である。

また、申立人は、申立期間当時、申立期間の国民年金保険料の滞納解消等について、申立人の叔父に相談したとしているが、その叔父について、「申立期間当時、叔父には、滞納の解消方法等に関して、行政機関への口添えをしてもらったが、滞納解消の進み具合などについての報告や相談はしていないので、尋ねても、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況については分からないと思う。」旨を供述している。

さらに、A市区町村が管理していた申立人の国民年金被保険者名簿の徴収済記録欄において、申立期間のうち、昭和63年10月及び同年11月は「未」と記載され、同年12月から平成2年3月までは空欄となっていることが確認で

きるところ、同市区町村は、「当市区町村が管理していた国民年金被保険者名簿の徴収済記録欄において『未』と表示されている場合又は空欄である場合は、当該期間の国民年金保険料が未納であることを示している。」旨を回答しており、同市区町村は、申立期間を国民年金保険料の未納期間として管理していたことがうかがえる上、当該被保険者名簿の記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。